

25総第1118号
平成25年9月2日

亀岡市議会議長
木曾利廣様

亀岡市長 栗山正隆

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告します。

記

報告第1号 損害賠償額の決定について
報告第2号 損害賠償額の決定について